

ARTICLE19

声明

ARTICLE19：秘密保護法案を否決するよう、日本の国会に強く求める

2013 年 11 月 12 日

表現の自由のための国際人権団体である ARTICLE19 は、日本の国会に対して、現在審議中の特定秘密保護法案を否決するよう、強く求める。

10 月に閣議決定され、今週国会で審議中の当法案は表現の自由と情報にアクセスする権利（知る権利）を保障する国際法の基準に反している。具体的には：

- 秘匿される情報の定義が極度にあいまいである。防衛、外交、「特定有害活動」や「テロリズム」に関するいかなる情報にも適用可能であり、政府が環境災害、人権侵害、汚職、または国際法によって公開されるべき他の分野の情報をも隠蔽することが可能になる。
- 情報が特定秘密にされる期限は 5 年ごとに延長することでその期間を無制限に延長することができる。
- 内部告発は公益が目的であっても、上限 10 年の懲役を受ける。
- ジャーナリストが特定された情報を報道した場合、それが公益に資することを証明しても起訴されうる。
- 第 21 条に提示されている、報道の自由に関する規定は極めて弱いものである。それらによれば、
 - ◎ 政府は「不当」な人権侵害を避けることを求められてはいるが、何が「不当」かが不透明である、
 - ◎ 報道または取材の自由に「十分に配慮」することを求めているだけで、それが何を意味するのか具体的な定義がない、
 - ◎ 「専ら公益を図る目的を有」すものを合法としているが、「公益」の定義は政府自身が行うものとされている。

当法案は、日本政府が福島原子力発電所の甚大な事故に関して、十分かつ適時の情報提供をしなかったことで、避けることができたはずの死を招いた後に作成された。健康への権利に関する国連特別報告者は 2013 年の日本に関する報告書において、事故に関する情報への人々のアクセスに政府が多く障害を課したことについて批判している。ARTICLE19 は、当法案が可決されれば、政府にとって不都合な情報が非公開にされる傾向が、更に助長されるであろうと懸念する。

ARTICLE19 は国会に、当法案を否決し、日本が国際法を忠実に遵守するよう強く求める。

- 秘密として特定される情報の範囲は厳しく制限され、国の正当な安全保障にとって重大かつ確認可能な危険があるときにのみ、期間を限って秘密にされるべきである。
- 秘密に特定されている情報であっても、公開することで公益に資する場合は、公開されなければならない。
- 公益に資する情報を公表する内部告発者は保護されなければならない。
- ジャーナリストは秘密に特定されている情報であっても、公益に資するいかなる情報の公表に関しても責任を問われてはならない。
- 「公益」の定義は、公の議論やアカウンタビリティー（説明責任）に実質的に関連するいかなるものも広く含まれることとする。

ARTICLE19 は表現の自由及び知る権利の保護を専門とする国際人権団体である。1987 年に設立され、本部をロンドンに置く。日本語での問い合わせは：

藤田早苗 (sfujit@essex.ac.uk) 高橋宗瑠 (humanrights.praeger@gmail.com /電話+972 54 817 4003)

声明の原文

<http://www.article19.org/resources.php/resource/37346/en/article-19-urges-japanese-parliament-to-reject-new-secrets-bill>

参考資料

- *The Johannesburg Principles on National Security, Freedom of Expression and Access to Information*
<http://www.article19.org/data/files/pdfs/standards/joburgprinciples.pdf>
- *The Global Principles on National Security and the Right to Information (The Tshwane Principles)*
<http://www.opensocietyfoundations.org/sites/default/files/global-principles-national-security-10232013.pdf>
- *Report of the Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression, A/68/362 (2013)*
<http://daccess-ods.un.org/TMP/3196021.61645889.html>
- *Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, A/HRC/23/41/Add.3 (2013)*
<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G13/160/74/PDF/G1316074.pdf?OpenElement>

For more information or media interviews in English, please contact David Banisar, Senior Legal Counsel + 44 207 324 2518, banisar@article19.org<<mailto:banisar@article19.org>>